

失業反対運動のためには (一) 他党と出来るだけ共同闘争を展開する
 こと。 (二) 同地域の支持団体との間に 失業反対特別委員会を組織すること。
 各支部並に各支部 聯合会は 既成の指令に基き 失業反対闘争の共同戦線
 もより以上に強化すると共に 地方的運動を東京に集中して 全国的失業反
 対運動も展開し以つて 失業反対全国代表者会議の開催に於ては 拡大し
 その左力を以つて 失業手当法の即時制定を 奮ひ取るべく 努力しなければなら
 ぬ。而して本運動に対する スローガンは 左の如くである。

- (イ) 失業手当法の即時実施
 - (ロ) 資本家本位の産業合理化反対
 - (ハ) 解雇、債銀切下絶対反対
 - (ニ) 農村債銀の支拂猶予法の制定
 - (ホ) 失業者家賃の国庫負担
 - (ヘ) 年収千円以下の人口に対する税金の免除
- 尚農村に於ては 失業反対運動と共に 税金、小作料、金の延納運動を
 なすべきである。

一 労働組合法獲得のための闘争

労働組合法の獲得は 現下の資本の攻勢に対抗すべき労働者階級の初歩的とし
 て且つ 基本的な条件である。 茨口内閣は 久しく労働組合法の制定を
 虚示して 然もまた 此を 密行して ない。 其外ならず 最近に於ては 経済
 聯盟、工業クラブ、商工会議所を 中心として 猛然たる 反対運動が起
 つて いる。 我々は 茨口内閣を 鞭撻すると共に 労働組合法案の 換骨脱
 履を 反対し、 第五十八歳会に 提出したる 労働組合法案の 通過のために 奮
 はねば ならぬ。

この運動の 可能な 方法は 失業反対運動と 準じ、 此れと 結合す。 スローガンは
 (一) 八時間労働制の確立 (二) 田詰権、罷業権の確立
 (三) 最低賃銀法の制定

一 小作立法獲得のための闘争

労働組合法の制定要求と 対抗して 農村に於ては 小作法制定の 要求運動も